

【特定化学物質】

含有を管理する調査対象物質は、下記に指定する含有禁止物質と含有管理物質の合計27物質とする。

尚、環境管理化学物質については法的、社会的要求を考慮して随時見直しを行い、追加・変更や削除を行う場合があります。

分類	No.	管理物質名	対象又は用途	規制値
含有禁止物質	1	ビス(トリブチルスズ) = オキシド (TBTO)	塗料、顔料	意図的使用禁止かつ1000ppm未満
	2	トリブチルスズ類(TBT類)、トリフェニルスズ類(TPT類)	安定剤、酸化・老化防止剤	意図的使用禁止かつ1000ppm未満
	3	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)	絶縁油、潤滑油、難燃剤	意図的使用の禁止
	4	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上)	潤滑油、塗料、樹脂安定剤、難燃剤	意図的使用の禁止
	5	ポリ塩化ターフェニル(PCT)	潤滑油、塗料、防腐剤	意図的使用の禁止
	6	短鎖型塩化パラフィン	難燃剤、可塑剤	意図的使用の禁止
	7	アスベスト類	電気絶縁体、充填剤、ガスケット	意図的使用禁止かつ1000ppm未満
	8	特定のアミンを形成するアゾ染料・顔料	電線被覆剤の顔料、着色剤 人体に持続的な接触部に限定	意図的使用の禁止かつ特定アミンとして30mg/Kg(30ppm)未満
	9	オゾン層破壊物質	冷媒	意図的使用の禁止
	10	放射性物質	梱包、包装材	意図的使用の禁止
	11	ホルムアルデヒド	繊維板、木工製品	気中濃度0.1ppm未満
RoHS指令6物質	12	カドミウム及びその化合物	亜鉛を含む合金(黄銅、亜鉛ダイカスト、鉛フリーはんだなど)、メッキ、プラスチック、ゴム、塗料などすべてに含まれるカドミウム	1 意図的使用禁止かつ75ppm未満
	13	鉛及びその化合物	各種合金、はんだ及び適応除外を除くすべてに含まれる鉛	1,000ppm未満
			鋼材に含まれる鉛	0.35wt%(3,500ppm)以下
			アルミニウム合金に含まれる鉛	0.4wt%(4,000ppm)以下
			銅合金に含まれる鉛	4wt%(40,000ppm)以下
	14	水銀及びその化合物	小型蛍光灯・直管蛍光灯以外に含まれるすべての水銀	意図的使用禁止かつ1000ppm未満
	15	六価クロム化合物	クロメート処理、メッキ、塗料などに含まれるすべての六価クロム。金属クロム、合金中のクロムは対象外	意図的使用禁止かつ1000ppm未満
16	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	難燃剤などすべてに含まれるPBB	意図的使用禁止かつ1000ppm未満	
17	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	難燃剤などすべてに含まれるPBDE	意図的使用禁止かつ1000ppm未満	
含有管理物質	18	アンチモン及びその化合物	顔料、塗料、鉛フリーはんだなど	意図的使用および含有濃度1000ppmを超えるものについてデータを把握
	19	ヒ素及びその化合物	顔料、塗料、染料、難燃剤	
	20	ベリリウム及びその化合物	セラミックス、合金、触媒、はんだ	
	21	ビスマス及びその化合物	ガラス、鉛フリーはんだ、快削アルミ材	
	22	ニッケル及びその化合物	メッキ、塗料、顔料(合金を除く)	
	23	セレン及びその化合物	顔料、塗料	
	24	その他(PBB類、PBDE類以外)臭素系難燃剤	難燃剤	
	25	フタル酸エステル類	可塑剤、顔料、染料、塗料、接着剤	
	26	ポリ塩化ビニル(PVC)	樹脂、コード被覆、可塑剤	
	27	その他の有機塩素系化合物	難燃剤、可塑剤	

1 RoHS指令では100ppm未満

1. 規制値は、意図的な添加ではなく、不純物として含有した場合の許容値で、機械的に分離できない均質な材料からなる部位ごとに定める。
2. 本表に記載されていない物質でも、条約・法・条例・業界指針などで規定されている場合はそれらを順守すること。
3. 適用を除外する用途は、別紙「適用除外項目一覧表」に定めます。

【特定化学物質含有評価基準】

管理値は禁止物質の中より選定した特定の化学物質に対して、意図的な使用が無ければ超えないと考えられる濃度に相当し、当社と仕入先で管理するための基準とします。

管理値を超えた場合は、当社より仕入先に対し管理値未満への低減を要請します。

含有評価物質	対象部位・材料	管理値
カドミウム	・樹脂（ゴム・フィルムを含む） ・塗料、インキ、顔料、染料	5ppm未満（高精度分析法） （揮発成分がない状態）
	鉛フリー はんだ	20ppm未満（高精度分析法）
	・棒はんだ ・線はんだ ・ヤニ入りはんだ ・クリームはんだ ・はんだボール	
	・買入れ基板のはんだ接合部 ・部品はんだ	
鉛	・樹脂（ゴム・フィルムを含む） ・塗料、インキ、顔料、染料	100ppm未満（高精度分析法） （揮発成分がない状態）
	鉛フリー はんだ	500ppm未満（高精度分析法）
	・棒はんだ ・線はんだ ・ヤニ入りはんだ ・クリームはんだ ・はんだボール	
	・買入れ基板のはんだ接合部 ・部品はんだ	1000ppm未満（高精度分析法）
	鉛フリーはんだ以外の金属材料 ガラス（ランプ用に限定）	500ppm未満
	無電解ニッケルめっき	800ppm未満（高精度分析法）
	フロー槽中の鉛フリーはんだ	800ppm未満（高精度分析法）
六価クロム	クロメート処理部材	100ppm未満（簡易分析法）
PBB PBDE	・樹脂（ゴム・フィルムを含む）	100ppm未満（高精度分析法）
鉛、水銀、 カドミウム、 六価クロム	包装材 包装を構成する均質材料毎（例えば 樹脂、インキ、塗料）	4重金属の合計として、100ppm未満 （高精度分析法）

【適用除外項目一覧表】

- 1) コンパクト型蛍光ランプに含まれる水銀であって、ランプ 1 本あたり 5mg を超えないもの
- 2) 一般照明用の直管蛍光ランプに含まれる水銀であって、以下の使用量を超えないもの
 - ・ 八口燐酸カルシウム系蛍光体を使用したランプ 10 mg
 - ・ 3 波長形蛍光体を使用した標準寿命のランプ 5 mg
 - ・ 3 波長形蛍光体を使用した長寿命のランプ 8 mg
- 3) 特殊用途の直管蛍光ランプに含まれる水銀
- 4) ここに記載されていないその他のランプに含まれる水銀
- 5) ブラウン管、電子部品及び蛍光管のガラスの中に含まれる鉛
- 6) 鉛含有量 0.35 wt%以下の鉄、鉛含有量 0.4 wt%以下のアルミニウム及び鉛含有量が 4 wt%以下の銅合金に合金成分として含まれる鉛
- 7) 以下に含まれる鉛
 - ・ 高融点温度はんだに含まれる鉛（例えば、鉛を 85 wt%以上含むず鉛はんだ合金）
 - ・ サーバー、記憶装置・記憶アレイシステム、信号切替え・送受信・伝送及び電気通信ネットワーク管理用のネットワーク基盤設備向けに用いられる、はんだに含まれる鉛
 - ・ 電子セラミック部品に含まれる鉛（例えば、piezoelectronic・デバイス）
- 8) 電気接点中のカドミウム及びその化合物、並びに特定の危険物質及び調剤の、販売及び使用を制限することを規定した指令（76/769/EEC）の修正指令（91/338/EEC）で禁止されている用途を除いたカドミウムめっきに含まれるカドミウム及びその化合物
- 9) 吸収式冷蔵庫の炭素鋼製冷却システムの防錆処理としての六価クロム
- 10) 鉛青銅製の軸受銅及びブッシングに含まれる鉛
- 11) コンプライアント・ピン・コネクタシステムに用いる鉛
- 12) 熱伝導モジュール形 C リングのコーティング材料としての鉛
- 13) 光学ガラス及びフィルタガラス中に含まれる鉛及びカドミウム
- 14) マイクロプロセッサのピン及びパッケージ間の接合部に用いる鉛含有量 80 wt%を超え、かつ、85 wt%未満の 2 種類以上の元素で構成される はんだの鉛
- 15) 集積回路パッケージ（フリップチップ）の内部半導体ダイ及びキャリア間における確実な電機接続に必要なはんだに含まれる鉛